

# 榎法華港

Port of TODOHOKKE

## 榎法華港の沿革

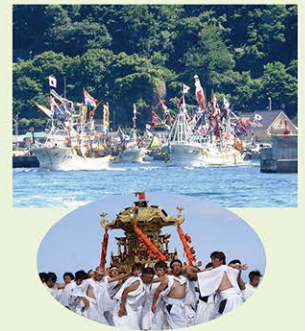
OUTLINE

榎法華港は、渡島半島南部に突出した最東端に位置し、古くから恵山岬は津軽海峡を経て、本州方面へ行く船舶の要路で難所として知られていた。榎法華の地名は、アイヌ語「トトボケ」（岬の陰）から転訛したものと言われている。

1630年頃先人が元村に漁業を拓いたことから始まり、恵山沖を航行する船が嵐を避け、また水や食料を補給するために利用されていた。

昭和7年漁村振興事業により東防波堤が着工されたのに始まり、昭和26年避難港に指定、昭和41年地方港湾に昇格した。沖合いには道南随一の恵山魚田を有し、イカ、タラ等の漁獲が多く盛産期には多数の漁船が操業している。

近年は、内港の整備の他に、安全対策として外郭施設である東防波護岸の改良整備が進められている。



### 榎法華八幡神社例大祭

榎法華八幡神社は、海的神様である「巖田別命（ほんたわけのみこと）」（応神天皇）を祀り、漁業関係の守護神として江戸時代に建立された神社である。

例年8月10日から12日にかけて例大祭が執り行われ、初日の宵宮祭には榎法華港に集結している地元漁船が飾り付けを行い、操業の安全と豊漁を願って、神社宮司と共に全船が榎法華沿岸域をパレードする。

二日目の本祭は、神社の神輿渡御や各町内会による踊り山、子供神輿が地域全域を練り歩き、榎法華地域の1年の中で一番の賑わいを見せるイベントとなっている。

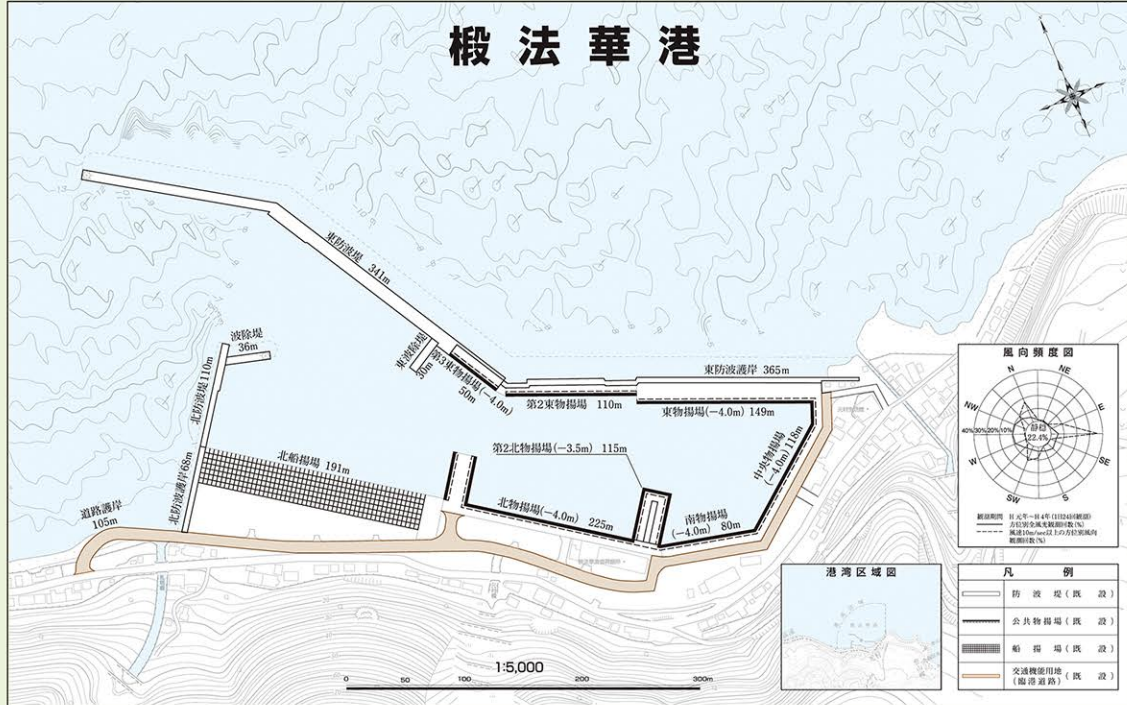
### 榎法華港の施設

#### ●主なけい留施設

| 地区名              | 施設名    | 水深(m) | 施設延長(m) |
|------------------|--------|-------|---------|
| 本<br>港<br>地<br>区 | 東物揚場   | -4.0  | 149.0   |
|                  | 第2東物揚場 | -4.0  | 110.0   |
|                  | 第3東物揚場 | -4.0  | 50.0    |
|                  | 中央物揚場  | -4.0  | 118.0   |
|                  | 南物揚場   | -4.0  | 80.0    |
|                  | 北物揚場   | -4.0  | 225.0   |
|                  | 第2北物揚場 | -3.5  | 115.0   |
|                  | 北船揚場   | -2.0  | 191.0   |

#### ●主な外郭施設

| 地区名              | 施設名   | 施設延長(m) |
|------------------|-------|---------|
| 本<br>港<br>地<br>区 | 東防波堤  | 341.0   |
|                  | 北防波堤  | 110.0   |
|                  | 波除堤   | 36.0    |
|                  | 東波除堤  | 30.0    |
|                  | 東防波護岸 | 365.0   |
|                  | 北防波護岸 | 68.0    |
|                  | 道路護岸  | 105.0   |



## 榎法華港港湾施設等使用料

(平成30年4月1日現在)

| 区分 (船舶1隻につき)                     | 金額   |   |  |   |   |                 |
|----------------------------------|--|---|--|---|---|-----------------|
| 1. 物揚場使用料                        | (1) 常時使用   | ア. けい留が1月未満                                       | イ. けい留が1月以上3月未満                                    | ウ. けい留が3月以上6月未満                                     | エ. けい留が6月以上9月未満                                     | オ. けい留が9月以上1年以内 |
|                                  | (ア) 総トン数5トン未満の船舶   | 864円  | 2,366円   | 4,114円  | 5,760円  | 6,377円          |
|                                  | (イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶   | 1,440円  | 4,114円   | 6,995円  | 9,874円  | 11,006円         |
|                                  | (ロ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶  | 2,160円  | 5,965円   | 10,285円   | 14,503円   | 15,942円         |
|                                  | (ハ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶  | 2,777円  | 7,406円   | 13,166円   | 18,206円   | 20,160円         |
|                                  | (ニ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶  | 5,246円  | 13,782円  | 23,966円   | 33,222円   | 37,028円         |
|                                  | (ホ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶  | 6,480円  | 17,795円  | 30,960円   | 42,789円   | 47,726円         |
|                                  | (ヘ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶  | 8,537円  | 22,629円  | 39,188円   | 54,103円   | 60,172円         |
|                                  | (セ) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶  | 10,492円   | 28,080円  | 48,754円   | 67,680円   | 75,189円         |
|                                  | (ゼ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶  | 13,475円   | 36,412円  | 63,360円   | 88,252円   | 97,611円         |
| (コ) 総トン数80トン以上の船舶                | 16,458円に80トンを超える<br>総トン数20トンまでごとに<br>2,880円を加算した額  | 44,640円に80トンを超える<br>総トン数20トンまでごとに<br>8,229円を加算した額 | 77,966円に80トンを超える<br>総トン数20トンまでごとに<br>14,605円を加算した額 | 108,720円に80トンを超える<br>総トン数20トンまでごとに<br>20,469円を加算した額 | 120,138円に80トンを超える<br>総トン数20トンまでごとに<br>22,422円を加算した額 |                 |
| (2) 臨時使用<br>総トン数11トンまでごとに24時間につき | 30円  |   |  |   |   |                 |
| 2. 船揚場使用料                        | (1) 15日までの分<br>1平方メートルまでごとに1日につき   | 1円03銭   |  |   |   |                 |
|                                  | (2) 16日以後の分<br>1平方メートルまでごとに1日につき   | 2円06銭   |  |   |   |                 |
|                                  | (1) 荷さばき地<br>ア. 特定使用以外の使用<br>1平方メートルまでごとに1年につき   | 72円   |  |   |   |                 |
|                                  | イ. 特定使用<br>(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき<br>a. 舗装地 1円90銭<br>b. 未舗装地 1円60銭<br>(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき<br>a. 舗装地 3円40銭<br>b. 未舗装地 3円10銭  |   |  |   |   |                 |
| 3. 港湾施設使用料                       | (2) その他用地 (道路を除く)<br>ア. 特定使用以外の使用<br>1平方メートルまでごとに1年につき   | 72円   |  |   |   |                 |
|                                  | イ. 特定使用<br>1平方メートルまでごとに1月につき<br>a. 舗装地 57円<br>b. 未舗装地 45円  |   |  |   |   |                 |
|                                  | (3) 道路   | 南館市道路占用料徴収<br>条例別表に掲げる額                           |  |   |   |                 |
|                                  | 4. 公共空地<br>占用料   | (1) (2)に掲げるもの以外のものの占用<br>ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに   | 2円16銭  |   |   |                 |
|                                  |  | イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき                       | 24円  |   |   |                 |
|                                  |  | (2) プレジャーボートの保管に係るものの占用<br>ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに | 6円48銭  |   |   |                 |
| イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき      |  | 72円   |  |   |   |                 |
| 5. 水域占用料                         | (1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および附属工作物、棧橋、橋りょう、船台、けい船いりその他これらに類するもの設置による占用<br>ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに<br>イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき  | 2円97銭<br>33円                                      |  |   |   |                 |
|                                  | (2) 水底管の設置による占用<br>ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに<br>イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき   | 1円43銭<br>16円                                      |  |   |   |                 |
|                                  | (3) プレジャーボートのけい留に係るもの設置による占用<br>ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに<br>イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき  | 8円91銭<br>99円                                      |  |   |   |                 |
|                                  | 6. 土砂採取料   | 1立方メートルまでごとに<br>60円48銭                            |  |   |   |                 |
|                                  | 備考<br>1. 常時使用とは、期間を定めたけい留をいい、臨時使用とは、24時間単位でのけい留をいう。<br>2. 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用料の期間が1月未満であるときは、これを1月とする。<br>3. 特定使用とは、積積、地下埋設物、架空工作物その他これらに類するものを設置するための使用であって、その期間が1月以上のものをいう。<br>4. 使用料等の額が年単位で定められているものに係る使用料もしくは占用の期間が1年未満である場合は、または使用もしくは占用の期間が1年未満の増徴がある場合における使用料等の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の増徴が生じたときは、これを1月とする。 |   |  |   |   |                 |
|                                  | 榎法華港貨物量の推移   |   |  | 榎法華港入港船舶の推移   |   |                 |
| 年度別貨物量 (0千トン)                    |  |   | 年度別入港船舶数 (0千隻)                                     |   |   |                 |
| 移出                               | 移入   | 合計  | 総トン数   | 隻数  |   |                 |
| 平成25年                            | 17,159   | 22,084  | 116,201  | 10,568  |   |                 |
| 平成26年                            | 12,499   | 16,478  | 124,053  | 11,258  |   |                 |
| 平成27年                            | 11,552   | 14,495  | 129,151  | 11,815  |   |                 |
| 平成28年                            | 10,231   | 12,676  | 118,111  | 10,711  |   |                 |
| 平成29年                            | 11,308   | 14,007  | 105,729  | 9,718   |   |                 |